5．青色申告を行いたいときは？

次の提出期限までに「**青色申告承認申請書**」を納税地の所轄税務署長に提出！

	区分	提出期限
1	原則	青色申告の承認を受けようとする年の3月15日
2	新規開業した場合 （その年の1/16以後に新規業務開始）	業務を開始した日から2か月以内

亡くなられた方（被相続人）の事業を承継した場合

	区分		提出期限
1	被相続人が白色申告者の場合 （その年の1/16以後に業務を承継）		業務を承継した日から2か月以内
2	被相続人が青色申告者の場合		
		死亡日がその年1/1～8/31	死亡の日から4か月以内
		死亡日がその年9/1～10/31	その年の12月31日
		死亡日がその年11/1～12/31	翌年２月15日

提出後、税務署から連絡がなければ、承認されたものとして差し支えありません。

6．求められる「記帳の水準」は？

	白色申告 （H26記帳義務化）	青色申告 （10万円控除）	青色申告 （65万円控除）
記入方式	簡易簿記		複式簿記
必要帳簿	法定帳簿 任意帳簿	**（簡易帳簿）** 現金出納帳 預金出納帳 売掛帳 買掛帳 経費帳 固定資産台帳 など	**（主要簿）** 仕訳帳 総勘定元帳 **（補助簿）** 現金出納帳 預金出納帳 売掛帳 買掛帳 経費帳 固定資産台帳など
決算書	収支内訳書	青色決算書 （損益計算書）	青色決算書 （損益計算書） （貸借対照表）

「大きな図ですぐわかる　はじめての青色申告」　宮原裕一監修より

7．帳簿の記載例（伝票会計・複式簿記）

総勘定元帳（元帳）

現金（資産）
が減少した

転記

【例】
4/1に固定資産税を現金で80,000円支払った。

出金伝票

4/1　租税公課　80,000
（摘要）固定資産税支払
横浜市役所

取引の二面性

現　　金

年月日		勘定科目	摘要	借方	貸方	残高
1	1		前年繰越			200,000
4	1	租税公課	固定資産税		80,000	120,000

租税公課

年月日		勘定科目	摘要	借方	貸方	残高
4	1	現　　金	固定資産税	80,000		80,000

転記

租税公課
（費用）
が増加した

【参考】簡易帳簿とは（その１）

複式簿記による仕訳や転記作業を行わないで、簡易帳簿に売上・仕入・経費などの損益計算書に関する事項だけ記帳する帳簿
（複式簿記の帳簿とは少し形式が異なる）

現金（預金）出納帳

（税務署「帳簿の記載のしかた」P11-12）

現金の出し入れを取引順に記帳する。

【記載例】

○月	年日	摘要	入金 現金売上	入金 その他	出金 現金仕入	出金 その他	現金残高
1	1	前年より繰越					81,210
①	4	現金小売	40,300				121,510
②	10	現金小売の返品 A商品３個@100	△300				
③	〃	雑収入　空箱売却代		2,000			123,210
④	14	預金引出 甲銀行b支店普通預金		100,000			223,210
⑤	25	売掛金入金　上野商店		30,000			281,490

（注）１　②の返品は赤書き
　　２　売掛金を回収した場合には、同時に売掛帳のその得意先の口座の「受入金額」欄にも記載します。

「月別総括集計表」に集計

売掛帳・買掛帳

（税務署「帳簿の記載のしかた」P13-14）

【記載例】

住所　台東区××町1-7-2　　上　野　商　店　殿　　電話（○○○○）××××

○月	年日	品名	数量	単価	売上金額	受入金額	差引残高
1	1	前年より繰越					182,000
①	25	現金入金				30,000	
	〃	手形（約手）入#2　3/25				100,000	52,000
②	29	返品　D商品（不良品）	△3	1,500	△4,500		
③	〃	値引　E商品（キズもの）	△8	150	△1,200		46,300

（注）②、③の返品、値引は赤書き

経費帳

（税務署「帳簿の記載のしかた」P15）

【記載例】

修繕費

○月	年日	摘要	金額 現金	金額 その他
1	31	大崎左官店へ　店舗の壁の修理	20,000	

地代家賃

○月	年日	摘要	金額 現金	金額 その他
1	31	２月分　小切手　#25		19,000

固定資産台帳

（税務署「帳簿の記載のしかた」P16~17）

【参考】簡易帳簿とは（その２）

月別総括集計表（税務署「帳簿の記載のしかた」P20）

月末には、帳簿に記載されている事項と納品書や請求書、領収書などの原始記録と照合して、記載誤りや記載漏れがないかどうかをよく確かめた上で、各帳簿の各欄ごとに、その月の合計と年初からその月までの累計を計算　→　年末における整理（決算）が容易となる！

○　月別総括集計表の記載例

平成○年分　月別総括集計表（兼決算準備表）

		月別 1月	12月	計
売上(収入)金額	現金売上	1,595,250		
	掛売上	629,000		
	家事消費等	8,250		
	計	2,232,500		
雑収入		2,000		
仕入金額	現金仕入	316,290		
	掛仕入	1,382,450		
	計	1,698,740		
必要	租税公課			
	荷造運賃	3,490		
	水道光熱費	18,680		
	旅費交通費	6,360		
	通信費	11,320		
	広告宣伝費	40,000		
経費	修繕費	20,000		
	消耗品費	20,327		
	給料賃金	200,000		
	専従者給与	150,000		
	利子割引料	3,600		
	地代家賃	19,000		
	貸倒金	25,000		

現金出納帳
- 「現金売上」欄の月計
- 「現金仕入」欄の月計

売掛帳
- 「家事消費」の口座と「事業用消費」の口座との「月計」
- 得意先別口座の「売上高」の月計

月別掛売集計表
- 「当月売上高」欄の「合計」

月別掛買集計表
- 「当月仕入高」欄の「合計」

買掛帳

経費帳
- 各口座の「現金」欄の月計と「その他」欄の月計の合計

そのまま、決算書に転記できます！

【参考】白色申告者の帳簿の記載例

白色申告者も収入や必要経費を「整然かつ明瞭」に記帳することが義務付
（税務署「帳簿の記載のしかた」P3-4）

年 月	日	摘　　要	① 売　上	② 雑収入等	③ 仕　入	経　費			
						④ 給料賃金	⑤ 外注工賃	⑥ 減価償却費	⑦ 貸倒金

経　費										
⑧ 地代家賃	⑨ 利子割引料	その他の経費								
		⑩ 租税公課	⑪ 水道光熱費	⑫ 旅費交通費	⑬ 通信費	⑭ 修繕費	⑮ 消耗品費	⑯	⑰	⑱ 雑費

（注）「その他の経費」欄の空欄の箇所には、個々の取引の実態に応じて経費項目を設けて記載することができます。（26 ページ別表参照）

８．青色申告決算書（一般用）の構成

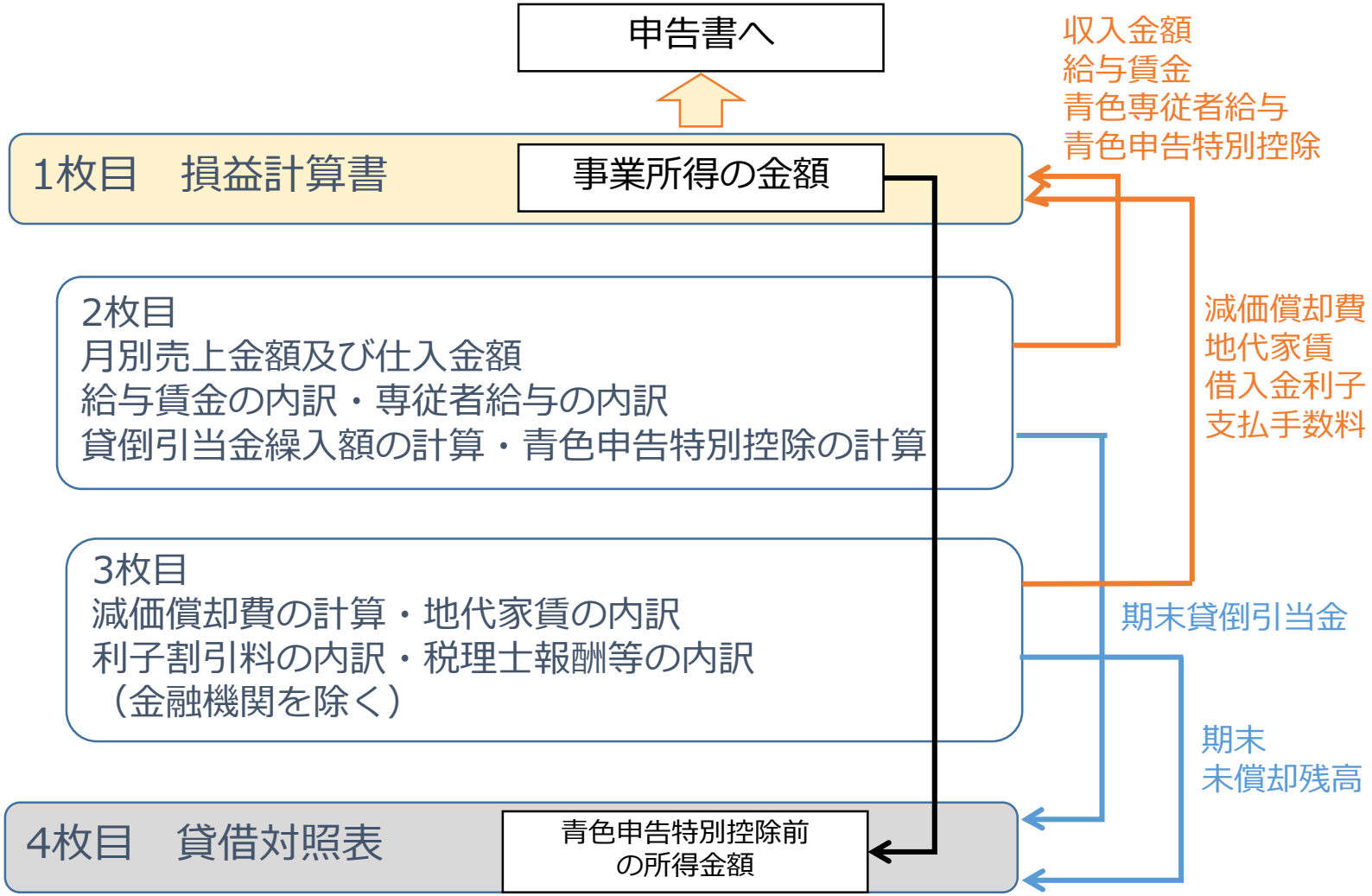

9．青色申告決算書（一般用）１頁目

国税庁　平成29年分　青色申告決算書（一般用）の書き方　P2

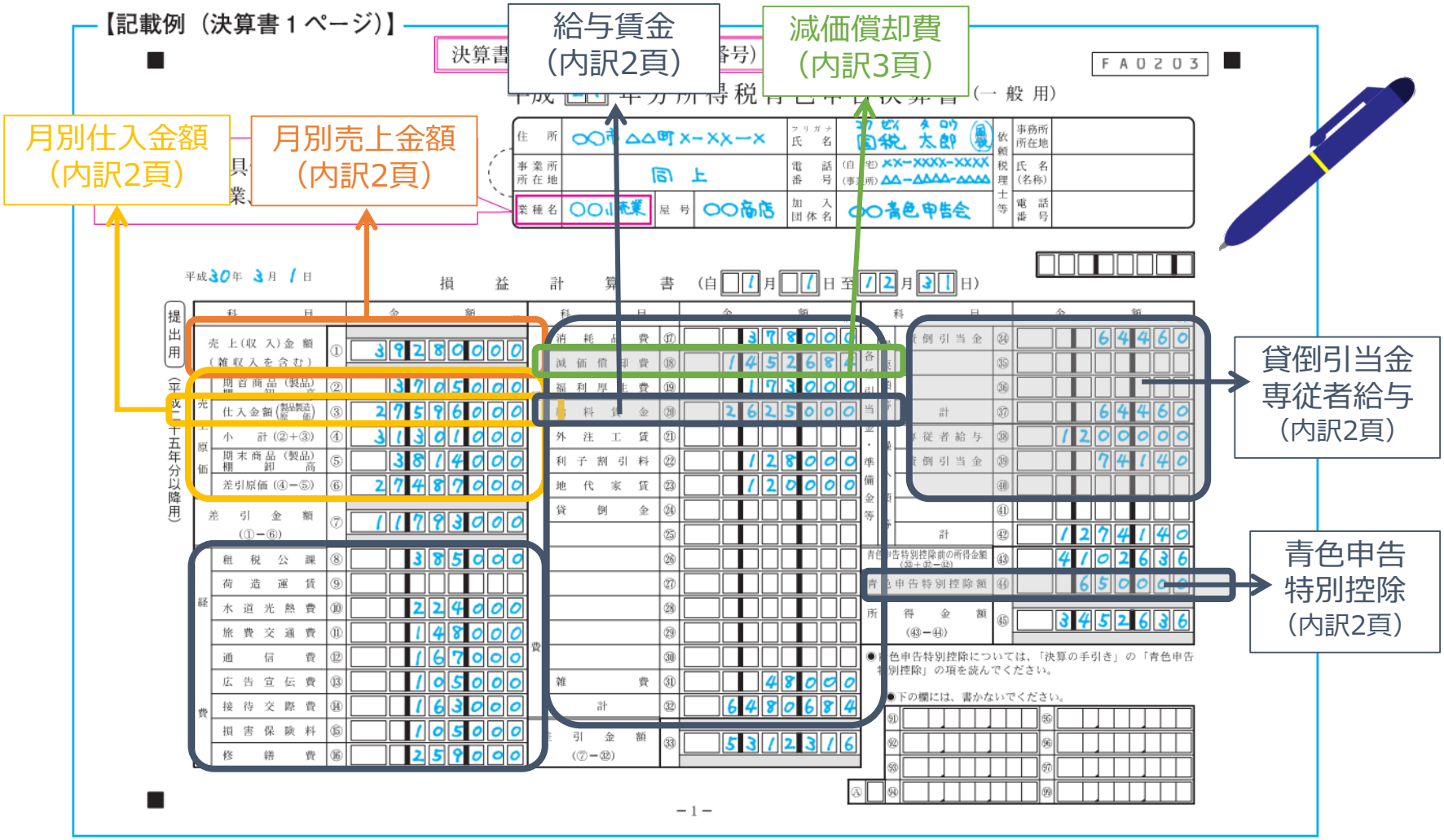

10. 青色申告決算書（一般用）２頁目

国税庁　平成29年分　青色申告決算書（一般用）の書き方　P3

【記載例（決算書２ページ）】

平成 29 年分　　FA0208

氏名（フリガナ）　コクゼイ タロウ　国税 太郎

1頁①欄　　1頁④欄

○月別売上（入金）額

月		
1	2,644,000	1,756,000
2	2,506,000	2,102,000
3	2,980,000	2,148,000
4	3,044,000	2,195,000
5	3,107,000	2,452,000
6	3,459,000	2,283,000
7	3,228,000	2,014,000
8	2,859,000	2,227,000
9	3,351,000	2,456,000
10	3,602,000	2,629,000
11	3,838,000	2,605,000
12	4,135,000	2,728,000
家事消費等	2,070,000	
雑収入	320,000	
計	39,280,000	27,586,000

提出用（平成二十五年分以降用）

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額 給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
○○ ○○	25歳	12月	1,200,000円	300,000円	1,500,000円	17,100円
○○ ○○	21	12	900,000	225,000	1,125,000	0
その他（　人分）						
計	延べ従事月数 24		2,100,000	525,000	2,625,000	17,100

1頁⑳欄

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額 給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国税 春子	妻	38歳	12月	960,000円	240,000円	1,200,000円	2,600円
計			延べ従事月数 12	960,000	240,000	1,200,000	2,600

1頁㊳欄

一人別源泉徴収簿から転記

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

		金額
個別評価による本年分繰入額（「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑱欄の金額を書いてください。）	①	円
一括評価による本年分繰入額：年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②	1,348,000
本年分繰入限度額（②×5.5％（金融業は3.3％））	③	74,140
本年分繰入額	④	74,140
本年分の貸倒引当金繰入額（①＋④）	⑤	74,140

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

		金額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）	⑥	（赤字のときは0）円
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の㊸欄の金額を書いてください。）	⑦	（赤字のときは0）4,102,636
65万円の青色申告特別控除を受ける場合：65万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
青色申告特別控除額（「65万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	650,000
10万円の青色申告特別控除を受ける場合：⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
青色申告特別控除額（「10万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	

1頁㊴欄　　1頁㊹欄

（注）貸倒引当金、専従者給与や３ページの割増（特別）償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

－2－

▼チェックポイント
他の所得は入れない！